

TPP における問題点 (2012.04.02)

環太平洋戦略的経済連携協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement : 以下 TPP) は、例外品目がなく 100%自由化を実現するためのハードルの高い多国間自由貿易協定 (Free Trade Agreement : 以下 FTA) である。

物品の貿易、サービス (越境サービス、一時入国、金融、電気通信)、電子商取引、政府調達、知的財産権、投資、環境、労働を含む幅広い分野を対象とする包括的な FTA であり、多くの分野でネガティブリスト方式がとられるため、大幅な規制緩和が求められる。しかし、政府はネガティブリスト方式がとられる分野を正式に発表しておらず、守るべき国内産業、国民生活と密接に関わる諸制度、国家主権行使に関わる分野などについての言及もなく、国民の間に TPP に対する疑心暗鬼が広がっている。

国によって産業構造が大きく異なり、単なる輸出入のみならず、先進国側からは、海外市場を求めて生産やサービスの拠点を設けたり、相手国に規制緩和を迫り政府調達などで参入機会を拡充したり、金融・保険・投資などのノウハウを利用した顧客の取り込み、エネルギーや鉱物その他の天然資源、食糧の確保などの積極的アプローチがある一方で、受け入れ側は、海外資本の受け入れで新しい産業や雇用が生まれ、国民所得が増大し技術移転やノウハウの蓄積で、より一層の経済発展が見込めることになる。双方良いことづくめのように見えるが、実際は、それぞれにどれだけのメリットがあるかは、始まってみて時間が経過しなければ解らないこともある。

しかし、国家戦略を持たない無秩序な規制緩和は、産業や国民生活に大きな影響をもたらすことになる。TPP 交渉に参加するのであれば、国の将来を見据えた『国家ビジョン』についての国民合意を得、それを踏まえたタフな政権に交渉を託すべきである。

米韓 FTA では、不平等満載

「ISD 条項」や「ラチェット条項」の他に、次のような規定も、・・・

サービス非設立権の認定 (越境サービス貿易; 米国企業の治外法権化): 弁護士をはじめ、あらゆる米国の業者が、韓国国内に事務所を設けなくても、営業を行っても良いというもの。事業所が韓国国内にないため、業者が違法行為を行っても、米国内に帰ってしまえば罪に問うことが出来ない。

スナップ・バック (総則規定・紛争解決; Snap Back): 自動車分野で韓国が協定に違反した場合、または米国製自動車の販売・流通に深刻な影響を及ぼすと米国企業が判断した場合、米国の自動車輸入関税 2.5% 撤廃を無効にできる。

Non-Violation Complaint (総則規定・紛争解決; 非違反申立): 米国企業が利益を得られなかった場合、韓国が FTA に違反していなくても、米国政府が米国企業に代わり国際機関に韓国政府を提訴することが出来る。たとえ自由な企業間競争で米国企業が負けたとしても、負けたのが韓国側の規制のせいだと訴えることが出来る。

TPP 交渉に参加するなら、以下の視点を踏まえ、まずは「情報を開示し、国民合意を得」、「国益を損なうことなく」交渉を進めなければならない。

1. 主席交渉官協議

各部会で協議した内容について、争点を絞り力関係の綱引きが行われる。謂わば、国家間の「パワーゲーム」であり協議における安易な妥協は、国益を損ない、妥協された産業分野では経営基盤が損なわれ雇用も失われることになる。TPP が国家間の友好的な経済協定とするためには、一方的に規制改革を求めるのではなく、各国のお国事情を踏まえ、国家主権不可侵と民間によるチェックや情報提供の自由を基本原則とすべきである。

- ・例外品目なしの100%自由化を強要することは、他国への主権侵害にあたる。
- ・民間による、品質、安全等に対する格付け情報提供機関設置の自由。
(不正評価を事由とする実質的被害を証明できる場合以外、活動制限の禁止)
- ・加盟各国はISD条項などを設け、互いに相手国の国家主権の行使を妨げてはならず、安全保障、社会保障、国土・環境保全のために必要な制度変更等は国家主権行使の範囲とし、一度決めた開放水準は逆戻り出来ない(ラチェット条項)とするなどの制限を設けてはならない。
- ・加盟各国政府は、航空、通信、海運、発電、銀行、保険、不動産、地下資源、国防の9分野において、国の安全保障を脅かす外国資本による企業買収や土地の取得について、国内法の条項に触れると判断した場合、阻止する権限を有する。

【エクソンプロリオ条項アメリカ合衆国の包括通商法に盛り込まれているの準用】

アメリカ合衆国大統領は、航空、通信、海運、発電、銀行、保険、不動産、地下資源、国防の9分野でアメリカ合衆国の安全保障を脅かす外国企業によるアメリカ企業の買収や土地の取得について、対米外国投資委員会(CFIUS)が条項に触れると判断した場合、阻止する権限を有する。

2. 物品市場アクセス(農業)

- ・独立国の関税自主権の堅持、関税撤廃の強要を禁止。
- ・食の安全を担保するための規制や仕組みを設ける。
- ・遺伝子組み換え農産物の流通禁止。
- ・地球的規模の食糧難に対する備え、各国が定めた国家安全保障上の食糧自給目標を維持しえない状況が発生した場合は、各国は輸入制限を発動することが出来る。

3. 物品市場アクセス(繊維・衣料品)

4. 物品市場アクセス(工業)

5. 原産地規則

6. 貿易円滑化

7. S P S (検疫、及びそれに付随する措置)

8. T B T (貿易上の技術的障害)

9. 貿易救済(セーフガード等)

10. 政府調達

- ・入札の説明資料は各国とも自国語のみとする。
- ・地方政府・自治体その他の機関は対象としない。

11. 知的財産権

- ・特許先願主義の徹底。
- ・医薬品の特許期間の短縮(ジェネリック医薬品の普及を早める人道的措置が必要)
- ・医療的処置など、人道的見地から特許権付与の禁止。
- ・商標登録では、伝統的な地名・文化・習慣由来の有効性と優先的対抗力を付与。

1 2、競争政策

- ・国内法の PL 法の適用に同意しない外国企業の製品は輸入禁止。
- ・民間自主設定基準への制限・訴訟の禁止。

1 3、サービス（クロスボーダー：内国民待遇【医療、弁護士その他の国家試験資格者】）

- ・ポジティブ・リスト方式とする。
- ・個別の資格・免許の相互承認については、我が国の国家資格制度の趣旨を崩さない。

- ・国民皆保険制度（年金・医療・介護）を守ることを前提とする。
- ・国際医療交流による外国人患者の受入れは保険外特別診療とし、国民対象の保険診療を妨げないよう特区内の専門病院に限る。

1 5、サービス（一時入国、商用関係者の移動）

（「短期商用」「投資家」「企業内転勤」「サービス提供者」等のカテゴリー）

- ・専門家、技術者、管理職とし、全従業員の___%かつ___人以内とする。

1 6、サービス（金融サービス：内国民待遇）

- ・ポジティブ・リスト方式とする。
- ・市場規模の___%以内又は地域限定の協同組合などによって運営されるものを除く。
- ・公的医療保険制度など国が実施する金融サービスの提供は除く。

1 4、サービス（電気通信サービス）

- ・放送電波の割り当て制限等は国内法による。
- ・通信事業の許認可は国内法による。

1 7、電子商取引（e-commerce）

1 6、投資

- ・国が安全保障上、外国人の持ち株比率などを制限する業種・企業を除外する。

1 9、環境

- ・現状の若国の環境基準の緩和や、今後、地球温暖化やその他の環境問題により、更なる環境基準などの強化策を講じようとする場合、TPP の規定に拘わらず更新できる事が担保されない恐れがある。

2 0、労働

- ・外国人就労の制限（職種、期間）は国内法による。

2 1、制度的事項

2 2、紛争解決

2 3、協力

2 4、横断的事項特別部会（中小企業、競争、開発、規制関連協力）